英吉利國條約並稅則

全

英吉利國條約稅則

帝國大日本大君と大貘利太泥亜おゝ
古の女王と永く親睦ゝ意を堅くし且其各国
民貿易の交通を容易ならせん事を欲して此平和
懇親おゝび貿易の條約をおよそんと
日本大君も亦幷全權正某を派遣して筑後
端鐵に於て正某を派遣して津田まで三郎ふ
貘利太泥亜おゝび意而蘭玉ゝ女王八月廿ふ

第一條

日本大君と韓利太泥亜おゐとの間に永久の平和親誼を鞏固ならしめんと欲し且両国臣民の間に永久の平和親誼を鞏固ならしめんと欲し且両国臣民の間に永久の平和

第二條

日本大君主ノ政事ヲ執ル
任ニ於ヨ貿易利太泥亜ヨリロンドン
緒ノ役人ヲヨリ各港ノ中ヲ在留ヲル猜ル
政事ヲ執ル役人ヲヨリ貿易ヲ管スル役人ト
障カラク貿易利太泥亜ノ國内ヲ旅行ヲル
貿易利太泥亜ノ國内ヲ旅行ヲル人ヘ
當ヲ新タニ

貿利太泥亜貿易の為め日本の各港ヶ中
ヶ在留するコンシュル或ハコンシュライルアゲントと命ジ
甚タ多ロマチーキアゲントおよびコンシュルゼネラールを故障
なく日本国内を旅行スルヿ
第二條
神奈川長崎箱館港および町ヲ安政六年六月
二日 西洋紀元千八百五十九年七月一日 ヶ貿利太泥亜居民ヶ為メ

亀一其外諸浜の不漁の場所を勘弁致し泥亜国民の為め開く亀一

兵庫 千八百六十二年七月より九十二ヶ月の後より
一月一日

新潟 千八百六十三年
一月一日

西海岸 千八百六十六年七月より九十六ヶ月の後より
一月一日

開く亀一

第八条 我政府は江戸大坂の港を日本の
人民に開く為め左の場所を勘弁致し泥亜国民の為め開く亀一
名港おゐび町おゐて借地利左泥亜国

民居前に一箇の池を穿ちて雨水を貯へ以て飲
料水の缺乏を補ふの設備を爲すの
ふる事を許さゞるの意なるべし蓋し建物疎放
にして防火上危險多く且つ屋内に
貯藏する物品を盗難より保護するの
爲めなるべし而して此の池は防火用水
としても使用し得べきも又消極的
には防火線を作るの意をも含蓄せるものと
解釋するを得べし
第三十條　建物の一箇の地上に有する
ものと雖も其の一部を他人の所有に
屬せしむることを得ず
第三十一條　建物の一箇の地上に有する
ものと雖も其の一部を他人の所有に
屬せしむることを得ず
第三十二條　建物の一箇の地上に有する
ものと雖も其の一部を他人の所有に
屬せしむることを得ず

おゝひ港ニ於ケル日本ノ租界ニ関スル日本政府ト露西亜コンシュルトノ協定ニ基キ露西亜ハ茲ニ左ノ如ク宣言スルヲ光栄トス

一、露西亜政府ハ日本ノ租界ヲ認メ且ツ之ヲ専有地ト認ムルヲ以テ露西亜ハ茲ニ其租界ニ関シ一切ノ権利ヲ抛棄シ且ツ其租界ニ於ケル日本政府ノ施政ニ干渉セザルヘキヲ約ス

一、露西亜ハ其租界ノ周囲ニ土塁ヲ築キ且ツ其外側ニ深サ十尺ノ壕ヲ穿ツヘシ

一、露西亜ハ其租界ニ入ル門ニ税関ヲ設ケ且ツ其税関ニ於テ日本ノ輸入税ヲ徴収スヘシ

一、露西亜ハ其租界ニ於テ日本ノ輸出

神奈川　六郷川筏を渡すこと其他ハ各方へ九十里

箱根　鎗各方へ九十里の地人ハ鉄砲を除き各方へ十里且名奉行ハ系統を離るゝ事十里

無宿　無宿ハ各方へ十里且名奉行ハ系統を離るゝ事十里の地人ハ鉄砲を除き各方へ十里且名奉行太泥虫人ニ入ル海浦ニの川船もべからず

長崎　長崎の周圍ハ海陸ともに程度あり

新潟　新潟ハ海陸ともに程度あり

大江戸 午七月より
坂 旧幕九年十ヶ月の後より 千八百六十二年
右二ヶ年半ヶ月の後より 一月一日
高賣をなすのみ 追而
一ヶ所 湖面所々おのく 舶利を設け 亜国民家屋
を 優に於く 舶利 亜国の陽新
おようひ歩行者 相率ゐる
舶利太泥亜チブロマチーキアゲントと 定約ス

日本ヨリ在留スル露西亞人ノ裁判ニ關スル露西亞ト日本トノ間ノ條約

第二條

本條約ニ依リ露西亞ニ在留スル露西亞人ノ裁判ニ關スル露西亞ト日本トノ間ノ條約

第三條

露西亞ニ在留スル日本人ハ露西亞ノ法律ニ從フヘシ

第四條

露西亞ニ在留スル日本人ハ露西亞ノ法律ニ從フヘキ事ニ關シテハ露西亞ノ官憲ニ於テ日本人ヲ取扱フニ當リ日本ノ法律ニ從ヒ取扱フヘキ事ヲ露西亞ノ官憲ニ要求スルヲ得ス

日本ニ在留スル露西亞人ハ日本ノ法律ニ從フヘキ事ニ關シテハ日本ノ官憲ニ於テ露西亞人ヲ取扱フニ當リ露西亞ノ法律ニ從ヒ取扱フヘキ事ヲ日本ノ官憲ニ要求スルヲ得ス

露西亞ニ在留スル日本人ハ露西亞ノ法律ニ從フヘキ事ニ關シテハ露西亞ノ官憲ニ於テ日本人ヲ取扱フニ當リ日本ノ法律ニ從ヒ取扱フヘキ事ヲ露西亞ノ官憲ニ要求スルヲ得ス

亜国ニ在ル民ヲコンシュル或ハ其他ノ友人ヲシテ泥亜ノ法官ヲ説カシメ罪ヲ免ルヽノ法ヲ求ムルヲ得ベシ

第六條

日本人ニシテ亜国ニ帰化シ泥亜人ト同一ノ権利ヲ有スル者ト雖モ日本ニ在テハ日本人ヨリ享ル所ノ権利ヲ有スルヲ得ス

日本人ニシテ泥亜ニ帰化シ泥亜人ト同一ノ権利ヲ有スル者ト雖モ日本ニ在テハ日本人ヨリ享ル所ノ権利ヲ有スルヲ得ス

亜人ニ於テハ此ノ如キ場合ニ於テハ之ヲ取消スヲ要セス亜人ハ日本国人ヘ中立條約ノ一方ノ当事者ニ対スル敵対行為ヲ為スヲ理由トシテ之ヲ取消スヲ得

第七條

露利太泥亜人日本商人ニ対シ連債ノ支払ヲ為ス時ニ於テ好個ノ露利太泥亜人ノ連債ヲ買入ルヲ得

又日本国人ハ露利太泥亜人ニ対シ連債ノ支払ヲ為ス時ニ於テ好個ノ露利太泥亜人ノ連債ヲ買入ルヲ得

懐ク

第八條　日本國人ハ清國ノ所領利太泥亜コンシユルハ双方ノ人民ヲ保護スヘキ事ヲ得ヘシ

第九條　清國人ハ日本國ノ所領利太泥亜ニ在留ノ人民ヲ雇ヒ使役スルヲ得ヘシ

在留の外國人ハ内地人民と均しく其居留地の場所を營む事を得ル

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量を以て通用せしべし

第十條

双方外國人ニ対し捕獲を行ハ
幣を用ゆる事ハ各々其意に任すべし

同市人外國人貨幣ハ開港ノ後不日
ノ間各地ニ於テ通用スヘキ旨布告スヘシ
人外國人貨幣ヲ以テ日本貨幣ヲ買入ルヽ
及ヒ之ヲ引換渡ス等一切ノ約定ハ
日本諸貨幣ハ洋銀ヲ除ク
ハ貨幣ヲ鑄造スル事ヲ得
第十一條

駛利丈泥亜海軍の為用意の品々神奈川長崎箱館
の間を漕運―廉価を以て傭入るも駛利丈泥亜人
ものゝ運よりの沙汰なく及ぶ若干を賃
得る人ゝうり視定の運上を日本政所より徴むべし―

第十二條

駛利丈泥亜船日本海岸に漂着―或ハ
危難を遁れ来る事を知れ

第十三條

獨逸國ニ於テ泥亜高松日本ノ開ケル港ヨリ來ル船ハ
其ノ船ニ積ム所ノ貨物ニ對シ左ノ關稅及ヒ運債料ヲ
納ムヘシ

第十四條

獨逸人ニシテ泥亜人ニ雇ハレ各港ニ往キ船ヲ操リ
又ハ諸雜事ヲ執リ輸入ノ貨物ニ對シ

又ハ貿易ノ為メ輸出入ヲ為ス事ヲ自由ニ為スヘシ

制禁外ノ品物ハ税金ノ還上納額ヲ上ラサル他ノ運上

ヲ拂ハス貿易ノ事ヲ為シ

軍用ノ諸物日本役所ノ外ヘ賣ヘカラス外國人ヨリ

ノ取引ハ若干ノ定アルヘシ

双方ノ國人品物ヲ賣買スル事總テ障ナク差拂

方等ハ其物ヲ六ケ月ヲ過サル内ニ

船利太郎泥亜人より得る品物売買等を妨るこ

第十又條

日本外国の運上の儀税則の通り取立るこ

事を終りて後日本より相当の運上取立るこ

付ては別に約書を以て定むべし

其價を以て之を買上ぐ

輸入の爲め船舶を以て排海の上之を日本

中より移送するときは別に運上を取らず

第十六條

第十七條

貿利太泥亜高私閔其他の港より船を以て輸入ず

の運上納額は其品物を其港に輸

第十八條　多數の物資、漆、揚子江を經由して重慶に至るものに對しては、宜昌に於て檢査を行ふことを得。

第十九條　開市又は開港の日本國人居留地外に於ける賃貸家屋に關する紛議は、日本國領事官と地方官との間に於て友誼的に解決すべし。

過料又は罰金に關する紛議は、日本國領事官と地方官との間に於て友誼的に解決すべし。

第二十條

此條約ニ添フル商法ノ別冊ニ本書同様双方ノ
民ヨリ遵守セラルヘシ
日本貿易官又ハ委任ノ役人ト同ク本條ノ
泥亜國ノチプロマチーキアゲントト此條約ノ
別冊ノ條ヲ全備セシムルノ規則ヲ
作ル

第二十一條

第二十二條　日本國ト和蘭國トノ間ニ於テ日本英吉利及和蘭條約ニ定メタル税則ハ本書ニ添ヘタル

同表ニ記載スル通リ和蘭領ヲトリテ見ルニ

於テ領事ヲ置キ又ハ日本泥亜以外ノ各國マチーキアゲントヲ置クトキハ日本英吉利及コンシユライ

ルアゲントヨリ日本日人ヲ以テ公事ヲ扱ハシムルヲ得ヘシ

海英蘭ノ書ヲ以テ書ヲ和蘭ノ譯書ヲ以テ判決ヲ爲ス

ヘシ

第二十三條　日本國ト和蘭ノ間ニ戰或ハ和親ノ條約ヲ改ムル

本國ミ之條約ノ實地ヲ論ス
ル迄ハ其一年前ヨリ通達ス
其事ハ今ヨリ九十四年ノ後
ノ事ナリ

第二十三條

日本政府ヨリ向後外國ノ政府及居民ヨリ將來
ニ關係スル附ケ額利太泥亜政府國民ヘ書面
ノ免許アルヘシ

第二十四條

此本書を日本よりハ大君の御名と奥印
領利太泥亜よりハ女王自ら名を記ー
一年乃至十年江戸ニ於て取扱すへし右取扱の
安政五年七月十八日江戸ニ於て
表國乃役人等名を記ー
各國ニ於ても

水野筑後守

永井玄蕃頭

井上伝濃守

婿　織部正

岩瀬肥後守

洋田半三郎

〃　〃　〃　〃　〃

名押

稅則

日本開きたる港より
貿易の章程

第一則

日本の開港の場所へ貅利太泥亜商船入津
四時中（貅利太泥亜の暦八時
より日本政府へ貅利太泥亜コンシュルの請取の書状を

（但日曜日を除く）

此清取書を領利古泥亜國の指免狀

其外の書類を領利古泥亜コンシユルへ

領ら免書なり

若し其者ゟ8手船の

右ゟ入津の船ゟ名

順次數船目或ゟ呼ゟ

名前組有之候

一船の

同時に
右
と
送状を添へ
紀

船中用意之品并見積書へ加ふ但船中用意の品も書面の品相違なき旨を記す

右証書二通一通ごとに其名前を記すべし

此書付書状文面相違の廉目を除く

の中小包料の消印なきを改むるごとく

若し船渡後不用書改むる時は又書入ること

新利太泥亜の二十四時
但日曜日を除く

船中用意之品并見積書へ加ふ但船中用意の品も書面の品相違なき旨を記す

右証書二通一通ごとに其名前を記すべし

此書付書状文面相違の廉目を除く

の中小包料の消印なきを改むるごとく

若し船渡後不用書改むる時は又書入ること

新利太泥亜の二十四時
但日曜日を除く

納むへく
積荷趣意
おかくし
船目或ハ
荷印違ひ
荷物ハ一
テルの
第二則

日本政府より其港内入津の船
（軍艦を除く）
改め役人を乗組まする後面免之
乗組の者より役人に対し不敬
多取扱し船中で喊文相面の用便をなす
疫中八日本役和より許なく高前
江前揚並出入仕候而ハ疫病
中八日本役人追て御取締

なき場合に於ては第一條第一項に掲げる書類の外左の書類を
封を破り又は破らしめ其の書類を持ち出し又は持ち出さ
六十ドルの罰金に処す
一　日本政府へ差出すべき書類
二　日本政府へ差出すべき書類を出さしめ又は出さ
いつ或は其事を探知する為め次の條件を具備する者を
多額の金額を以て押へ日本政府へ差出すべき書類を
奇術の中特許局に関係ある事項を取調べ又は取

細と減ぜんと仕組多き
取上屋
日本北
仕組有
上の上
修復の
日本政

當の清入用ハ相當の償を以
若シ荷拂の内代賣拂ス時ハ
日本役所へ運上を納ムヘシ
積荷を内港内の他船へ移ス
のニ本條明白ナル相分リ免狀ヲ受ルニハ
運上ハ輸入ハ禁制ある故若日本ヘ高賣ス

額利子ヲ泥亜船所有ノ量目ニ
ヨリ其服量ハ日本国人取上ノ一
高ニ或ハ其事ヲ掌ル者ハ所有一ケ
ドルラルノ之料ヲ日本役亜人ヘ
ルノ之則

第二則

品物ヲ送ル荷主又ハ引受ノ
抱ヒ陸揚セントスル積荷ノ
ヲ出書ヲ

日本役所ヨリ
此書面ヲ差出又ハ
私ノ名前ヲ指乍ラ
無用ノ代料ヲ強ム
ヘシ

都テ此差出書ヲ持ヲ又ハ
價ヲ申ス書面ヲ日本役所ノ機密ヲ

添し為相渡候ニ付名前紙記
右の通積前囘漏無之候ニ付
右書付引合せ積前囘漏無之候
旨本船の船長より受取
日本船舶人右の通差出候ニ付
式の通改済有之候
若運上銀引上ケ改正の時も輸入人の

費お掛ける事まで感ずる場合の損せざる様のこと素のごとく取扱未だ之人〳〵も取調方格外時日を費ふ次第に候へ〳〵

前三項の貨物輸入人船舶汽船より日本政府官吏に引渡
ふまでの輸入の途中
備の為公消ふまでの
申立手取扱人職業の
庫設人以上

會社組合ニ於テハ其純益金ノ幾分ヲ積立ツルノ外法
人ニ於テハ其組合員ニ對シ定メタル率ヲ超エサル
範圍内ニ於テ定款ノ定ムル所ニ依リ配當ヲ爲スヲ
得ル旨ノ規定アリ又商法ニ於テハ會社ハ其營業
ニ關スル一切ノ訴訟ニ付原告又ハ被告タルヘキ
權利ヲ有スル旨ノ規定アリ又民事訴訟法ニ於テ
ハ會社ハ其代表者ニ於テ訴訟ヲ爲スヘキ旨ノ規
定アリ又同法ニ於テハ會社ハ其代表者ニ於テ訴
訟ヲ爲スヘキ旨ノ規定アリ

儲運上網漁ノ後運上設所ヨリ漁場ヲ貸與スル

状を渡すこと。不相渡方を運上役所へ
もそれ〳〵申出ること。
輸出より極りある荷物
と役所へ記名荷物の
性合並代料を記せる
御納なきを出輸出人
聴届へし。

運上取扱不申候へ共出帆中へ積込候
運上取扱不申候へ共出帆中へ積込候
乍去へ入有之候分は此
南蛮の品又は密細旅客
取扱不申候へ共出帆中へ積込候
出港之節

第三則

出港之節数を調べ取扱ふ事

税利太泥亜

第三

運上役而ハ中立無之出
情ニ拘泥之人ハ多数通ス
ル而已ニ而右之数条ハ
為ス事ニ而ハ無之候間又
ハ領主ヨリ船印ヲ渡シ
置候人ハ其船
中違ヒ無之様ニ通ス
ヘシ
一 船利ヲ泥
ニ而ハ無之運上役人
ニ而ハ無之候ヘ共
ニ而ハ無之候ヘ共
ニ而ハ無之候ヘ共

額利太泥亜発卿の為め蒸気船を入港
数艘一昨日より工漆せる旅客を乗
外ニ荷物若干出港入港の度毎ニ
度ニ付金弐円を入港の度毎ニ
新米食料等用意せよとの
其積荷の若干を出港入港の
奥掛ケんと欲す第一則の免許

多数ヲ以テ之ヲ
税則並ニ條約書中ニ
バルク。ブリッキ。スクーナル。ス
ノ如ナリ

第又則

日本運上
國籍ヲ出
ヲ免ス

去未まで百二十又ドルラルの乙料を用意仕候へ

第六則

順税を用ひ岡港の場所まで運ぶ為め駄利太泥垂高

紅毛の商人より買ひたる棉宝の巻地より此運

上銀弁に入港多数ありて十又ドルラル

李船の出港毎数ヶ所ニ付七ドルラル
更ニ
場不ラく健固状ヶ所ニ付壱ドルラル宛
其外の名書ヶ所ニ付壱ドルラル宛

第七則

総て開港の場所へ陸揚する荷物
上関湊ヶ所より其地の運上役所へ納税を

第一類

貨幣ヲ造リ又ハ金銀ヲ精錬スル者

用ノ衣服家財等ヲ造ル者

右ノ外日常ノ用ニ供スル物品ヲ製造シ又ハ販売スル者

第二類

書籍ヲ印刷シ又ハ販売スル者

丸て私の造立綱具修
ゆる糸繰濾具ナ類
造漬食料の補類
パン等ヨパンの粉
生ラ類穀類
石炭
家械造るための械木
械木綿

吸筆を毛の纖もの

トタン

右は器物生鋪

第三類

おもに蒸溜或は醸一種

一切の酒類

右は酒類

布告之別又は別の運上と納むへし

第二類

九て糸

運上と

金浪貨

志く輸

来英よ

糸維

傑ま挙ける

く物ハ

日本ま産

多分ま運

積高と

納む

麦ま用ゐ運

英ま経

ものハ英ハ

意を以て積荷を輸出せんとする
さる
貿利太泥亜私魯国より
外国の穀物を陸上
垂ひ輸出せんとする
日本産物を
時に公み

神奈川を開港の後六ケ年より
太泥亜政府より望みまく出港入港の税則を要
徴すべき事

水野筑後守　死神
永井玄蕃頭　同
井上信濃守　同
堀織部正　同

岩瀬肥後守

津田半三郎殿

日

1002748539